平成27年2月20日

国立大学改革、競争的資金制度改革に関わる産業競争力会議での議論(概略) 産業競争力会議議員 橋本和仁

日本経済再生本部 産業競争力会議 ⇒ 国の成長戦略の策定/フォローアップ

1. 第3回 日本経済再生本部 安倍総理大臣 指示 (平成25年1月25日)

1. 規制改革の推進

内閣府特命担当大臣(規制改革)は、雇用関連、エネルギー・環境関連、健康・医療関連 を規制改革の重点分野とする。特に健康・医療については ・・・後略・・・

2. イノベーション/ I T政策の立て直し

内閣府特命担当大臣(科学技術政策)は関係大臣と協力して、課題解決志向を重視した研究開発を推進する科学技術・イノベーション立国を実現するため、総合科学技術会議の司令塔機能の抜本的強化を図ること。これにより、世界で最もイノベーションに適した環境を整え、世界から最高水準の人材が集積するような社会を実現すること。

また、情報通信技術(IT)政策担当大臣は・・・後略・・・

- 3. 経済連携の推進
- 4. 責任あるエネルギー政策の構築
- 5. 地球温暖化対策の見直し
- 6. 産業の新陳代謝の円滑化
- 7. 若者・女性の活躍推進
- 8. 攻めの農業政策の推進
- 9. 資源確保・インフラ輸出戦略の推進
- 10. クールジャパンの推進

2.「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)

第二 3つのアクションプラン

- 2. 雇用制度改革・人材力の強化
- 2-3. 大学改革/グローバル化などによる人材力の強化
- (3) 新たに講ずるべき具体的施策

①大学改革の着実な実施と更なる改革の実現に向けた取組

「国立大学改革プラン」に掲げられた目標達成に向けた取組を着実に進めつつ、本年中に 、第3期中期目標期間(2016 年度~)における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見 直しに向けた検討を開始し、2015 年年央までに一定の結論を得る。その際、産業界及び地 域等のニーズを踏まえつつ、世界最高水準の教育研究の展開拠点、全国的な教育研究拠点

、地域活性化の中核的拠点等の機能強化に向け、新たな指標に基づき重点的・戦略的配分 を行うルールを具体化する。あわせて、 年俸制・混合給与の導入等の人事給与システム改 革を推進する。また、 国立大学法人法施行後 10 年を過ぎた今、本年6月に成立した学校 教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律附則第2項を踏まえ、当該法の施行状況 、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国 立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは 、所要の措置 を講ずる。「国立大学改革プラン」を進める中で、大学の研究力の強化や国 際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。このため、第3期中期目標期間が開 始する 2016 年度に向け、ガバナンス機能の強化や学内資源配分について恒常的に見直しを 行う環境の醸成等を強力に推進するとともに、大学による大胆な発想に基づく取組を後押 しするための新たな仕組みを検討する。あわせて、大学が地(知)の拠点となり、地域の 課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元に取り組むほか、例えば 、経営者等の実務に精通した人材の登用・連携等を進めながら大学等と産業界の双方のコ ミットメントによるプロフェッショナルプログラムの開発・実施等の推進、中小企業を含 めた企業等へのインターンシップの普及・定着を図る。 (p53)

- 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国
- (3) 新たに講ずるべき具体的施策

③研究資金制度の再構築

イノベーション創出のためには、研究者の独創的で多様な研究やコア技術の研究開発を推進し、技術シーズ創出力を強化する必要がある。若手や女性研究者が研究に挑戦する機会の拡大や、競争的な研究開発環境の整備のため、科学研究費助成事業をはじめとした研究資金制度の改革に着手する。また、総合科学技術・イノベーション会議を中心として、研究者が研究活動に専念でき、基礎から応用・実用段階に至るまでシームレスに研究することが可能な競争的資金の在り方など研究資金について検討し、次期科学技術基本計画に反映させる。 (p.58)

3. 実行実現点検会合

新陳代謝・イノベーション・IT・エネルギー (平成 26 年 10 月 10 日)

産業競争力会議ワーキンググループ

新陳代謝・イノベーション

イノベーションの観点からの大学改革の基本的な考え方

第1回会合 (平成26年10月21日)

第2回会合 (平成26年11月19日)

第3回会合 (平成26年12月17日)

第4回会合 (平成27年2月16日)

4. イノベーションの観点からの大学改革の基本的考え方(別紙) WG提案

大学間・大学内の競争の活性化

- ① 大学の機能強化
- ② 客観的な評価指標の設定・評価
- ③ 評価結果の資源配分への反映
- ④ 競争的資金との一体的改革

グローバル競争を勝ち抜くための制度整備

- 特定研究大学院制度の創設
- ・卓越大学院制度の創設
- ・卓越研究員制度の創設

5. 運営費交付金と競争的資金の一体的改革が必要となる背景(文責 橋本)

- 法人化後 10 年間に運営費交付金は毎年ほぼ 1 %減額。教育、研究インフラの劣化が激しい。例えば人件費割合では、東大においても運営費の 90%弱、地方大学では 120%というところもある。一方、競争的資金の獲得額は、東京大学をはじめとするRU11の大学は、法人化後、大幅に増加させている一方、地方大学は伸び悩んでいる(例:東大の競争的資金(235億円(H16年度)→541億円(H24年度)、新潟大学の競争的資金(8億円(H16年度)→29億円(H24年度))
- 人件費抑制のしわ寄せが若手雇用環境悪化に集中。若手研究職ポストの多くが短期任期付雇用(3年~5年)となり、急激に研究職が魅力的なポストでなくなってきている。
- グローバル化に乗り遅れ、政府からマネージメント改革を強く要請されているが、余 裕のない予算状況の中で取りうる手が見いだせなく、経営陣は途方に暮れている。
- 一方、文科省では運営費交付金減額分を、新たな競争的資金プログラム創設で補ってきた。政府の安定的資金(交付金)から競争的資金への大きな方針のもと、3年から5年の時限の付いた新たな競争的資金プログラムが連立。しかし、時限終了後の財源確保が課題になっている。
- 個々のプログラムはしっかりと制度設計されていても、全体としての戦略がなされていない(合成の誤謬)。また時限付きプログラムであり、次々とテーマを変えていく必要がある(腰の据わった研究ができない)。
- 多くの競争的資金プログラムは個人獲得型であり、特定の個人は十分な研究費を得る ことができても、研究、教育インフラの構築のためには使われない。また、一部特定 分野の研究者に資金が集中することになり、多くの研究者の不満となる(過度の集中)。
- 以上より、運営費交付金と競争的研究資金を合わせた額は増額しているにもかかわら

ず、大学執行部、多くの研究者、行政、社会、と研究費が必要以上に集中するごく一部の研究者を除くすべてが不満を持つ構造になっている(研究費が集中している研究者も研究室経営に相当な時間とコストをさかれ研究生産性が低下する場合もある)。

6. 改革案(橋本試案)

- 将来的には科学技術関連予算総額の増額を目指すものの、当面は現状配分されている国 費(運営費交付金と競争的研究資金)のアロケーションにより、より効果的・効率的な イノベーションシステムの構築を目指す。
- すべての競争的資金において直間比率を見直し、間接経費(オーバーヘッド)をつけ、 研究システム強化などに充てる大学執行部のマネージメント経費とする。
- O 組織獲得型の競争的資金制度を充実させる。その際、既存のプログラムを大括り化し、 研究支援や若手研究者育成や研究環境整備など大学の実情に応じた使い勝手の良い資 金とすることを検討する。
- 大学運営のための経費を運営費交付金と間接経費(オーバーヘッド)のデュアルサポートシステムと位置づける(これまでは交付金+競争的資金)。
- O 間接経費の位置付けを文科省以外の府省の競争的資金、および民間からの共同研究資金、 財団からの研究補助金にも拡張する。
- 大学の機能グループ別にデュアルサポートシステムを設計する。例えば
 - ・世界水準大学は世界と切磋琢磨する緊張感あるガバナンスと研究体制の確立のため により競争的に(交付金割合を減らす)
 - ・地域拠点大学は自らの強みを長期的な視野で粘り強く確実に地域創生の核とするためにより安定的に(交付金割合を増やす)
 - ・特定分野拠点大学は世界をリードする分野の研究拠点の卓越性をさらに高めるため 安定・競争の両面にわたるバランス支援
- これらの改革により大学が自ら自己改革を強力に進めるための基盤を作る。

以上

参考資料

(何故今大学改革か)

企業の中長期的な研究開発が減少する傾向。中長期の経済成長を実現する持続的なイノベーションを創出するために、大学の役割の重要性が増大。
(基本的考え方)

①改革を進める大学への重点支援を通じた大学間・学内の競争の活性化、②グローバル競争を勝ち抜くための制度整備(特定研究大学(仮称)、卓越大学院、卓越研究員)

大学の機能強化(3類型)

各国立大学はいずれかの類型を選択(強み・特性を伸ばす取組を実施)

地域活性化·特定分野重点 支援拠点型

特定分野重点 支援拠点型 世界最高水準 の教育研究拠 点型

大学間・学内の競争の活性化

グローバルランキ ング上位を目指す 国立大学を指定 グローバル競争を勝ち抜くための新たな3つの制度

①特定研究大学制度の創設

- ◆ グローバルに競争する世界水準の 研究大学のうち一定の要件を満たす ものを指定
- ◆ グローバル評価を義務づける一方、 特例措置を講じて支援

②卓越大学院制度の創設

- ◆世界的に突出した分野やICTベース の文理融合分野などで形成
- ◆ 研究分野で一定水準、教員の国際 公募・年俸制導入、クロスアポイント 実績等を要件。
- ◆ 特定研究大学のみならず、他の国立大学、公立、私大でも申請可能。

③卓越研究員制度の創設

- ◆優秀な若手研究員について、国全体での選定も視野に、長期雇用を一定規模で確保。
- ◆国立大学で定年退職する教授の研究室の助教ポスト等を活用
- ◆任期10年程度とし、任期後は、審査 の上、無期雇用ポストに(他大学、 他機関への流動化も可能)

評価と資源 配分の仕組 みの工夫

客観的な評価指標の設定

◆ 全国立大学共通、類型ごとに共通、大学独 自の指標

透明性のある評価の実施

- ◆評価構成点の明確化
- ◆きめ細かい評価
- ◆情報公開の徹底
- ◆ 類型ごとの評価委員の 選定(海外トップ大学、海 外研究者、国際比較の 専門家、産業界、自治体 関係者等)

評価結果の資源配分との連動

- ◆ 改革度合いに応じ て運営費交付金を 重点的に配分
- ◆ 学長のリーダー シップを強化

競争的資金等との一体的改革

大学へのデュアルサポート

◆優れた研究者の 支援と優れた研 究拠点の形成支 援(直接経費の 使途の柔軟化、 間接経費の改善 等)

評価と

大学間・大学内の競争の活性化

①大学の機能強化

● 地域活性化・特定分野重点拠点、特定分野重点拠点、世界最高水準の教育研究拠点の3類型を踏まえた新たな枠組み

②客観的な評価指標の設定・評価の在り方

- 全国立大学共通の指標、類型ごとに共通する指標、その他大学独自に設ける指標
- 類型ごとに評価を行う評価体制の検討。評価手法の透明性の向上(教育研究組織や分野を考慮しメリハリのある評価)
- 類型ごとに大学間の取組内容、状況の比較が可能となるような<u>きめ細かい</u> <u>評価。情報公開の徹底。</u>

③評価結果の資源配分への反映

- <u>評価結果と資源配分を連動</u>。(各大学の機能強化のための改革の取組状況の評価に基づく配分、各大学のビジョンによる取組状況の評価に基づく配分)
- 重点配分枠の一定割合は学長裁量経費。
- 第3期中期目標期間を通じての各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける総額を、運営費交付金の3~4割とする。

4競争的資金等との一体的改革

- 優れた研究者支援強化→例:直接経費の人件費充当可能化
- 優れた研究成果導出のための拠点形成→例:間接経費の改善·充実 (例:30%ルールの競争的資金以外への拡大)
- 大学・研究機関等の機能強化等→間接経費の在り方の見直し等

グローバル競争を勝ち抜くための制度整備

⑤特定研究大学制度

世界水準の教育研究機能を有する国立大学などで一定の条件を満たしている大学を指定し、特定措置を講じて支援する制度を創設。

(条件(例))

- 学長選考会議等への海外トップ研究大学経営陣の参画等
- 外国人教員・留学生の割合、英語による学位コースの割合等
- -海外の研究大学関係者参画による厳格かつグローバルな学内評価等

(特例制度(例))

組織編成の設置手続の弾力化(大学院と学部の定員見直し等)、授業料設定の自由度拡大、財務基盤の強化等

6 卓越大学院制度

- 世界的に優位な分野、ICTベースの文理融合分野や日本が勝たなければならない分野で、世界水準の大学院学位プログラムと教育研究環境を整備。
- 他大学、研究機関、企業等が結集する「人材交流・共同研究のハブ」に。 指定の要件(例):論文被引用数、教員の国際公募・年俸制、クロスアポイントメントへの取組等

⑦優秀な若手研究者のための卓越研究員制度

- <u>定年退職する国立大学のポスト等を財源に、優秀な若手研究者が、大</u>学、研究機関等を越えて活躍できる制度を創設。
- 国全体での研究員の選定も視野。10年等比較的長期間の任期付身分。 上乗給与、教授と対等な立場付与。独立研究環境の保証。任期終了後 の無期雇用化 等
- 大学共同利用機関や附置研究所等の意義やミッションの再定義、研究開発法人を含めた産学官連携のネットワークの強化

実行実現点検会合(大学改革・イノベーション) フォローアップの主要な論点

資料 4

平成 26 年 10 月 10 日 産業競争力会議実行実現点検会合 議員 橋本 和仁

1.「橋渡し」機能の強化

「日本再興戦略」改訂 2014 においては、イノベーションを生み出す環境整備を図るため、「橋渡し」機能強化について、独立行政法人産業技術総合研究所及び新エネルギー・産業技術総合開発機構において先行的に取り組み、その進捗状況の把握・評価を行った上で、その結果を踏まえて、他の研究開発法人に対して、対象分野や各機関等の業務の特性等を踏まえて展開すると記載している。

イノベーション・ナショナルシステムの構築は、我が国の潜在的な成長力を高める上での喫緊の課題であり、産業技術総合研究所及び新エネルギー・産業技術総合開発機構における先行的な取組の検討内容を参考にしつつ、他の研究開発法人の特徴を踏まえ、各法人の産学官連携機能(「橋渡し」機能)の強化に早くから道筋をつけることが重要である。

既に、独立行政法人物質・材料研究機構や放射線医学総合研究所では、自らが生み出した成果を事業化につなげるため、「橋渡し」機能の強化についての検討を行っているとも仄聞しているが、これらの研究開発法人はもとより、他の研究開発法人についても、2015 年 4 月からの新たな研究開発法人制度の発足をも見据え、対象分野や業務の特性を勘案しながらも、どの法人がいつから取組を開始するか明示すべきである。

2. クロスアポイントメント制度

クロスアポイントメント制度は、産学官の人材・技術の流動性を高める上での鍵となる制度である。制度的な枠組み(医療保険、年金、退職金等の扱い、営業秘密や知的財産の管理等)については、「日本再興戦略」改訂 2014 に記載された年度内に環境整備するとのスケジュールを前倒しして、年内目途になされる予定である。

年内を目途に制度的な整理がなされる予定になったことを受け、各大学・各法人においても、来年度早々からの導入が期待される。これは、イノベーション・ナショナルシステムが実際に駆動していることを「見える化」する意味で重要であり、その際、以下の2点が重要であると考える。

- ① クロスアポイントメント制度が効果的に機能するためには、「人材」が鍵となる。優秀な研究者が人選されることが成果を生み制度の普及を進める上で重要である。
- ② 大学と研究開発法人間のクロスアポイントメントだけでなく、「橋渡し」機能の強化の観点からは、民間企業と研究開発法人間、或いは、民間企業と大学間のクロスアポイントメントも進めるべきである。

3. 研究資金制度

「日本再興戦略」改訂 2014 では、総合科学技術・イノベーション会議が中心となり、研究者が研究活動に専念でき、基礎から応用・実用段階に至るまでシームレスに研究することが可能な競争的資金の在り方など研究資金について検討し、次期科学技術基本計画に反映させると記載している。

競争的資金の在り方については、現在検討されている運営費交付金や評価の見直しと一体的に検討することが効果的であることから、国立大学法人の第3期中期目標期間が始まる平成28年度の予算要求のプロセスに間に合わせることを考えれば、今年度末ぐらいまでには大きな方向性を策定することが必要である。

また、基礎から応用・実用段階までのシームレスな競争的資金の在り方については、単なる競争的資金のマップ作成に終わらず、制度間の連携が図られる具体的なメカニズム(例えば、科研費等の制度を活用した研究成果について大学・公的研究機関・民間企業が横断的に検索可能なデータベースを構築し、その研究成果を踏まえた研究開発を別の(場合によっては同一の)競争的資金の採択に当たって優遇する等)を検討すべきである。

4. 大学改革

「日本再興戦略」改訂 2014 では、大学改革に関して、運営費交付金の戦略的・重点的配分 (2015 年度末までに各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を 3~4 割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進 (2014 年度に 6,000 人、2015 年度に 1 万人規模に拡大) 等の KPI が盛り込まれたほか、以下に掲げる広範な施策が盛り込まれた。

- ◆ 年俸制・混合給与の導入等の人事給与システム改革の推進
- ◇ 学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度に

ついての検討

- ◇ 大学を地(知)の拠点とし、地域の課題解決への貢献、地域社会を支える 人材育成や研究成果の還元への取組

これらの施策については、国立大学改革プランにも掲げられた強み・特色を生かした国立大学法人の機能強化の議論の中で全体設計が行われるべきである。全体設計を検討する中で、機能強化の加速を図るための仕組みが必要となるのであれば、国立大学法人の第3期中期目標期間が始まる平成28年度の予算要求に間に合うよう、予算に関連する事項については来年夏ぐらいまでに検討することが必要である。また、機能分化の一類型である地域拠点型の大学については、関係省庁のイノベーションハブ構築の取組や地域クラスター政策等との連携が必要である。

産業競争力会議新陳代謝・イノベーションWGにおいては、幅広い視点に立って、イノベーションや地域活性化の観点からの大学の機能強化にむけ、11年目となる国立大学法人の法人化第二章の在り方を骨太に議論したいと考えているが、文部科学省においても、これらの議論の方向性や国立大学関係者や卓越した研究者、産業界や地域社会の関係者などの声を聴きつつ、大胆な改革構想をまとめ、来年度の法改正に向け、来年央までに結論を得るべきである。

新陳代謝・イノベーションWG(大学改革・イノベーション)

検討すべき論点

平成 26 年 10 月 21 日 主査 橋本 和仁

1. 大学改革・イノベーションの議論の必要性

2014年10月10日に開催された第3回実行実現点検会合(大学改革及びイノベーション)において、「日本再興戦略」改訂2014に盛り込まれた大学改革に関する施策については、国立大学改革プラン(2013年11月)に掲げられた強み・特色を生かした国立大学法人の機能強化の議論の中で全体設計が行われるべきと指摘したところである。

既に文部科学省においては、国立大学改革プランに沿って改革が鋭意進められているところではあるが、平成28年度が国立大学法人の第3期中期目標期間がスタートする節目の年となること、本年4月に甘利経済財政担当大臣のイニシアティブで「我が国のイノベーション・ナショナルシステムの改革戦略」が取りまとめられ、イノベーションの観点からの改革が強力に進められている時期に符合することからも、大学の機能強化については、こうした文脈をも踏まえ、イノベーションや地域活性化の観点など幅広い視点に立って改めて踏み込んだ検討を行うことが有意義であると考えられる。こうした認識に立って、第3回実行実現点検会合では、とりわけ文部科学省に対し、大学改革については、国立大学法人関係者や卓越した研究者、産業界や地域社会の関係者などの声を聴きつつ、大胆な改革構想をまとめ、来年度の法改正をも視野に入れて、来年央までに結論を得るべきと指摘したところである。

こうした指摘・会合での議論を踏まえ、甘利大臣からは、国立大学法人については、イノベーション・ナショナルシステムの構築に向け、「大学改革第2章」として、異次元の政策を講じるべく踏み込んだ議論を行うべきであり、WGに場を移して検討を行うべきとの指示が出された。

以上の経緯から、本WGでは、大学の機能強化をさらに強固に推し進める ために何が必要であるかを、法的措置の要否を含め、検討・議論することと する。

国立大学改革プランの進捗をも見据え、<u>本年内に集中的に議論を行い(3回を予定)、来年1月には、「今後の基本的な考え方」を取りまとめることを目指す。</u>

2. WGでの検討課題

国立大学法人化後10年が経過し、大学改革第2章の中心的な方向性は、本格的な大学の機能分化であると思われる。現在、国立大学改革プランの中で、自主的・自律的な取組として、どちらかと言えば、緩やかな機能分化が進められているが、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学法人への転換を加速・促進するためには、機能分化のための法改正等の検討を行い、それぞれの役割やミッションを踏まえた国立大学の機能強化を徹底することが不可欠であると考えられる。即ち、①グローバルに競争する世界水準の研究大学、②地域拠点大学、③特定分野の国内拠点大学などが、それぞれの機能を最大化させる制度や環境を整備することが、大学が卓越知に基づく非連続的なイノベーションを生み出したり、地域の未来構造を構想しリードしたりするといった「最大の成長エンジン」としての役割を十二分に果たすことにつながる。このような観点から、府省連携のもと以下の施策を実施・展開する必要がある。

(論点1) グローバルに競争する世界水準の研究大学の形成

世界と互角に渡り合う質・量両面にわたるリソースを持ち、ガバナンス改革など一定の要件を満たす世界水準の研究大学を「特定研究大学」として指定すべきではないか。

その際、世界トップ研究大学の経営者等の参画による厳格なグローバル評価や、教育研究の自由度、財政基盤の強化を図る規制緩和(例えば、大学院定員管理、余裕金の運営範囲拡大等)、ガバナンス強化(学外理事・監事、経営協議会学外委員の積極的活用による緊張感あるガバナンスの実現)などを図るための法的措置を検討すべきではないか。

また、特定研究大学を中心として、世界的に優位な分野や新たな知を創出する融合分野で国内外の優秀な学生、社会人を呼び込む博士課程コース(「卓越大学院」)の形成を図ることが必要ではないか。卓越大学院においては、全教員の国際公募・年俸制、企業との連携によるPBL、グローバル評価が行われることが求められるのでないか。また、極めて優秀な若手研究者が自律的に創造的な研究を進めることができるような仕組みを検討すべきではないか。

(論点2) 地域イノベーションの参謀となる拠点大学の形成

地方自治体、企業や大学との人事交流・クロスアポイントメント、PM(プログラムマネージャー)、URA(ユニバーシティリサーチアドミニストレータ)等を配置した戦略室の設置、文科省・経産省・総務省など関係府省の協働体制の仕組みを構築しつつ、地域のイノベーション創出の参謀機能を強化

した拠点大学を形成すべきではないか。その際、地域社会の未来構造を創造し、それをリードする力量や成果に着目した評価とそれに応じた運営費交付金の安定的措置が必要ではないか。

(論点3)類型ごとの評価指標の確立

国立大学法人の評価については、3類型の機能強化の方向性を踏まえ、以下のような形で行われるべきではないか。その評価軸は可能な限り定量的、客観的な評価指標として設定されるべきであり、各大学の努力や成果の違いが「可視化」されるような指標が設定されることが、大学間の競争・切磋琢磨を促進する上で重要ではないか。また、評価プロセスの透明性の向上を含め、より国民にわかりやすい形で評価結果が公表されることが必要ではないか。

① 世界最高水準の研究大学にかかる評価指標

世界最高水準の研究大学を目指す大学は、国内の他大学との比較評価だけでなく、グローバルトップ大学のパフォーマンスとの比較でも評価がされる高いハードルを課すべきではないか。そのための客観的指標(英語論文数、ベンチャー創出数などの成果指標に加え、外国からの研究者の招聘、海外からの留学生の受入数、クロスアポイント導入数(その成果実績などを含む)等)が適切に設定されるべきではないか。その際、ガバナンスについても、学長選考会議や経営協議会等への海外トップ大学関係者の参画、事務局体制の整備(専門スタッフの配置、学外理事・監事の支援体制など)等もグローバルトップ大学の基準で求められ、同時に、大学の評価についても、海外の研究大学等の関係者の参画による厳格なグローバル評価を導入すべきではないか。

②地域活性化の中核的拠点を目指す大学にかかる評価指標

同様に、地域活性化の中核的拠点を目指す大学については、中核的拠点としての役割を目指すためにどのような取組を行っているか、地域の関係機関との連携を強化するためにどのような取組を行っているか、ネットワークの結節点としてどのような仕掛けを構築しているか等のほか、地域活性化に資する具体的な成果・実績をどれだけあげているかなども評価の中に組み込まれるべきではないか。

(論点4) 運営費交付金と評価に関する一体改革

評価プロセスの透明性の確保は、評価結果がどのように活用されたかを「見える化」することまでを含むものであろう。客観的指標に基づく評価の結果が、国立大学法人の運営費交付金の配分やその他の大学法人関連の補助金の配分にどのように反映されるのか、そのルールを明確にすることによって初めて各大学法人が本気で改革等に取り組むことになる。毎年の交付金・補助

金の配分を決める短期的なルールとともに、中期目標期間を総体的に評価する、より中期の配分ルールなど、短中期の評価を組み合わせる手法を含め、評価と交付金等の配分ルールの関係を明確にすることが、評価の仕組みを意味ある仕組みとする上で不可欠である。いずれにせよ、改革の度合いに応じて、その評価を踏まえ、大学間及び大学内でメリハリのある配分が可能となる仕組みを設計することが必要である。

(論点5) 競争的資金の改革

国立大学法人については、上記の観点から、機能分化・評価を徹底し、運営費交付金等の配分ルールにも厳格なルールを適用することになるが、その際、運営費交付金とともに大学を資金面でサポートする競争的資金についても学際・融合分野研究の推進や人材育成強化等の必要性から一体的に改革することが必要ではないか。

具体的には、研究大学における年俸制やクロスアポイントの導入拡大による財源の多元化を図るとともに、①科研費の大括り化や融合分野研究・国際共同ネットワークの強化、戦略的競争的創造研究事業への円滑な展開、②科研費の評価機能の積極的活用・成果の可視化、③競争的資金全体の基礎から応用・実用までのシームレス化、④間接経費の在り方の見直し、直接経費の使途の柔軟化、競争的資金の使い勝手の改善、等の競争的資金改革を大学改革と一体的に行うべきではないか。

(論点6) 大学共同利用機関や附置研究所等の研究拠点改革

これまで学術研究ネットワークの要として機能してきた大学共同利用機関や附置研究所等の研究拠点については、全国的な観点からの学術研究上の現代的意義を踏まえた機能強化の観点からそれぞれのミッションを再定義し、大学改革と一体的に研究拠点改革を進めるべきではないか。

(論点7)地域オープン・イノベーション機能の強化のための仕掛けの検討 地域の中核となる地域拠点大学の機能強化については論点2で言及したが、 地域のイノベーション創出機能の強化は、大学の機能強化という視点にとど まらず、より幅広い視点から検討が進められるべきである。即ち、大学のみ ならず、研究機関、公設試等のそれぞれの機関の機能強化・競争力強化も求 められる。その上で、大学、研究機関、公設試、地場企業、自治体等を、地 域内及び地域を越えて結び付けるネットワーク機能を強化することが必要で はないか。

その際、これまでの地域活性化の政府の各種の取組(知的クラスター、産業クラスター政策等)の教訓や反省点をも踏まえ、地域に閉じた個々の研究室と個々の企業の連携といった点と点の関係ではなく、関係府省の連携のも

と地域外の技術を活用する等広域的な連携が柔軟に図られるように、技術や事業化、販路開拓の目利き・専門家がどのように地域に入り、ネットワークを構築するのか、大学、研究機関、公設試、地場企業、自治体等のそれぞれの役割について、地方の実情に応じて細かく検討・設計すべきではないか。大学や研究機関等をクロスアポイント制度でつなぐことや有能なプロジェクト・マネージャーその他の目利き人材を確保することなどにより、地域のオープン・イノベーションが推進される仕組みとすることを検討すべきではないか。

<u>3. スケジュール</u>

2. が本WGでの主要な検討項目である。本検討項目については、以下のスケジュールで検討を進めることを想定している。

10月21日 第1回WG (大学改革・イノベーション) 運営費交付金と評価のあり方等

- 11 月中旬 第2回WG (大学改革・イノベーション)
 - ・研究大学のあり方、地域大学のあり方
 - ・地域イノベーションカの強化のための具体的な仕掛け
- 12 月中旬 第3回WG (大学改革・イノベーション) 上記検討を踏まえた文部科学省からの大学改革の方向性につい ての報告

(来年1月 第4回WG(大学改革・イノベーション)※必要に応じて開催)

「今後の基本的な考え方」のとりまとめ

その後 関係府省での検討・進捗状況の報告

大学改革・イノベーションにかかる制度設計上の方向性・留意点について 新陳代謝・イノベーションWG

平成26年11月19日 主 査 橋 本 和 仁

第1回新陳代謝・イノベーションWG(10月21日)において提示した大学改革・イノベーションの論点に関して、下記のとおり制度設計上の方向性・留意点を整理した。また、文部科学省の「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」、総合科学技術・イノベーション会議の第5期科学技術基本計画に向けた基本計画専門調査会においてもそれぞれ議論が開始されたところである。本WGにおいては、今後の制度設計に当たり、下記の諸点をも踏まえて検討が行われるべきである。

1. 大学の機能強化

大学の機能強化については、①世界最高水準の研究大学を目指す大学、②全国的な教育研究拠点を目指す大学、③地域活性化の中核的拠点を目指す大学の3つの機能類型の下、各大学において検討が進められているが、このような類型はそれ自体に意味があるのではなく、それぞれの大学の機能を最大化するための手段である。大学が複数のミッション(教育、研究、社会貢献等)を有し、学部ごとの特性や大学間のネットワークを含めた多様な特性を最大限伸ばすことができるよう、例えば、世界最高水準の研究大学はより競争的な環境で切磋琢磨する一方で、各大学が全国拠点や地域拠点といった機能をより安定的に強化できるようにするという観点から、中期目標・計画、運営費交付金や競争的資金にわたる財政支援(ファンディング)、評価等にわたって制度設計することが重要である。

2. 目標及び評価指標の設定

- (1) 大学の目標や評価指標の設定に当たっては、達成すべき目標(大目標、中 目標、小 目標)とその実現のための施策・取組、目標の達成度を示す評価 指標の構造・関係が明らかになるようにすることが不可欠である。
- (2) 目標及び評価指標には、IR体制(※)のように、国立大学全体の質保証の観点から各国立大学全でに求められる共通・基盤的な目標・評価指標と、各大学の強み・特色を伸ばす機能強化のための目標・評価指標があると考えられる。前者については国が参考となる考え方・指標を共通に示すこととし、後者については各大学の特性を踏まえた設計が重要である。

※IR (Institutional Research) 活動

大学の様々な情報を把握・分析して数値化・標準化し、その結果を教育、研究、経営などに活用することを指す。そうした結果を他大学と比較・相互評価することで問題点・改善すべき点を明らかにし、改革・取組に活かす効果が期待される。

(3) また、各大学の目標・評価指標の設定には、経営協議会等が実質的に関与するなどガバナンスを効かすとともに、併せて、(事後に国立大学法人の評価の中で評価をすることを含め)目標・評価指標の設定の妥当性を検証する仕組みが必要となる。

3. 評価及び評価結果の資源配分への反映

- (1) 大学改革の成否は、評価の在り方にかかる制度設計にあるので、きめ細かな評価が可能となるよう、評価主体や評価の手法等につき、特に慎重な検討が必要である。その際、特に世界最高水準を目指す研究大学については、グローバル評価の視点を取り入れることを検討すべきである。また、優秀な人材をいかに惹きつけることができるかが大学の競争力を計る尺度であることを踏まえ、例えば、学生の評価を取り入れることなども検討すべきである。
- (2) 評価結果の資源配分への反映に関しては、中期目標期間中の各大学に目標達成に向けた改革努力を促す観点から、現在の大学改革促進係数(現在1.0%~1.6%)について、係数の深堀を含め、再配分の仕組みを抜本的に見直し、機能強化の方向性に応じた重点支援や改革の度合い等に応じた資源再配分(学長裁量経費としての配分を含む)を行うよう検討することが不可欠である。
- (3) また、中期目標期間中の各年度の改革状況を踏まえて政策経費について算措 置することや最終年度の評価結果を踏まえて次期中期目標期間の目標設定や予 算配分に反映させることができる仕組みを検討すべきである。

4. 競争的資金との一体改革

研究大学については、財源の多元化を図る観点から、競争的資金の使い勝手の改善(大学のガバナンス強化を支える間接経費(「オーバーヘッド」)の拡大、直接経費の使途の柔軟化等)を併せて検討することが重要である。また、研究プロジェクト等の見直しを通じて、マネジメントや研究力強化の観点から必ずしも対応が十分でない事項(教育研究組織への学内資源の柔軟な資源再配分、若手研究者や支援人材の確保、若手研究者のスタートアップ経費など)への対応について検討することが適当である。

5. 特定研究大学

- (1)研究大学間の競争を促す観点から、特定研究大学の指定の要件、インセンティブ等についての検討が必要である。その際、研究大学としての性格をより明確にする観点から、大学院と学部の学生定員の構成の見直し、教育研究組織の改廃の自由度拡大、財務基盤の強化や優秀な学生を獲得するための環境整備(授業料等の設定の柔軟化、授業料減免、奨学金の充実、RA等経費の充実)などについても配慮するべきである。
- (2) 特定研究大学の指定については、第3期中期目標期間の途中からでも適用できるように柔軟な対応を図ることが適当である。

6. 卓越大学院

- (1) 卓越大学院の形成支援に向けた制度設計に当たっては、卓越大学院が若手研究者や大学院生等が交流・集結できる人材交流・共同研究のハブとなるように検討すべきである(優れた研究実績を持つ研究機関や企業等との人材・研究交流を含む)。その際、教員やURA等の高度専門職の手厚い配置、大学院生や若手研究者等に対する独立した研究環境や経済的支援の整備、キャリアパスの確保等、優秀な人材を惹きつける魅力あるものとなるように配慮することが必要である。また、研究大学のみならず、卓越した特定分野を有する国立大学や公私立大学が応募できる仕組みとするべきである。
- (2) 卓越大学院の分野については、世界で勝てる分野として、これまでの強みのある分野のみならず、文理融合による新たな知の創造や、ロボット、人工知能、ビックデータ等の融合分野などこれまでの日本に存在しない分野にも挑戦できるような分野設定が重要である。

7. 卓越研究員

優れた若手研究者の流動性を高めるとともに、各大学(研究大学、卓越した分野を有する大学)、研究機関等が競争して環境整備に努力するようなインセンティブを与えるような制度設計にすることが重要である。

8. 地域イノベーション機能の強化

- (1)地域イノベーションについては、地域拠点型の大学が中核となる場合、既にある研究機関や産業の集積が核になる場合、橋渡し機能を担う研究開発法人が大きな役割を担う場合等、地域の実情に即したモデルの具体化が必要である。その際、技術シーズを事業化に結び付ける目利き人材・専門家等の人材の発掘・育成・活用が重要である。
- (2) また、地域における新事業・新産業の創出の観点からは、ベンチャー企業の活動を幅広く支援していくことも重要である。本年9月に設立されたベンチャー創造協議会については、協議会がどのような実績を上げていくのか、目標を設定しその進捗度合・実績をしっかりとフォローアップしていくサイクルを確立することも重要な課題である。

「イノベーションの観点からの大学改革の基本的な考え方」(案)

平成26年12月17日 産業競争力会議 新陳代謝・イノベーションWG

1. 大学改革の趣旨

〇我が国のイノベーション・ナショナルシステムにおいては、投資額を見ても 民間企業の果たす役割が大きいが、新興国の猛追から様々な分野で国際競 争が熾烈になるなどの環境変化の中で、民間企業の研究開発投資がどちら かと言えば短期的に成果が見込める分野に集中的に投下される傾向が強く なっている。中長期の経済成長を持続的に実現する上で、これまで以上に大 学の知の創出機能の強化、イノベーション創出力の強化、人材育成機能の強 化が求められており、大学改革のさらなる加速が経済成長を実現する上で の鍵となる。

〇大学改革の基本的な考え方は、

- ① 改革を進める大学への重点支援を通して大学(大学間及び大学内)の競争 を活性化することである。 そのために、客観的な評価指標の導入による評価プロセスの透明性の向上と評価結果の資金配分への反映を行い、競争的環境の下で各大学の強み、特色、社会的役割を踏まえた機能強化を図ることとする。
- ②また、<u>グローバル競争を勝ち抜くための制度整備を同時に進めることも重要である</u>。そのため、新たに、世界の研究大学と競争する特定研究大学 (仮称)制度を創設し、日本の将来を担う優秀な人材を育成する卓越大学院、卓越研究員制度を創設する。

2. 大学の機能強化

〇国立大学が多様な役割を果たしていることを踏まえつつ、平成28年度からの第3期中期目標期間においては、地域活性化・特定分野重点支援拠点(大学)、特定分野重点支援拠点(大学)、世界最高水準の教育研究重点支援拠点(大学)といった類型を踏まえた新たな枠組みを設けた上で、予算措置や評価をそれぞれの固有の機能や役割を最大化する観点からきめ細かく行い、大学としての機能強化を図る。

- 〇このため、<u>各国立大学は、第3期中期目標期間中において、重点的に取り組</u>むためのいずれかの類型を選択する。
- ○各大学は、自ら選択した類型ごとに、機能強化のための取組に応じて、重点 支援を受ける。地域活性化・特定分野重点支援拠点型の類型については、改 革の取組を行う大学に対して、より安定的な取組を推進できるよう支援す る。特定分野重点支援拠点型の類型については、特定分野に重点を置いた研 究力強化や人材育成のための優れた取組を行う大学を支援する。世界最高 水準の教育研究重点支援拠点型の類型については、グローバル・スタンダー ドの下、世界水準の研究力強化や人材育成のための優れた取組を行う大学 を支援する。
- ○重点的な支援は、各大学の取組の状況や実績の評価の結果を運営費交付金の配分にも反映させる形で行う。その際、評価指標の設定を含めた評価の在り方(後述)等により、各類型で競争が促進されるようにする。

3. 特定研究大学(仮称)

- 〇世界水準の教育研究機能を有する国立大学などで一定の条件を満たしているものを特定研究大学(仮称)とし、特例措置を講じて支援する制度を創設する。特定研究大学制度を「今後 10 年間でグローバルランキングトップ100 に 10 校以上入る」とのKPIを達成する上での1つのツールとし、世界の研究大学を意識した経営等を行うことを促進する。
- 〇特定研究大学になることは中期目標期間の期中でも可能とする。
- 〇<u>特定研究大学の条件</u>として、学内ガバナンス、教育研究、学内評価のグローバル度等を勘案する (※)。例えば、
 - ー学内ガバナンスに関して、学長選考会議や経営協議会等への海外トップ研 究大学経営陣(経験者を含む)等の参画の有無など。
 - -教育研究に関して、外国人教員や外国人留学生が一定割合(数)以上、英語による学位コースの割合など。
 - ー学内評価に関して、グローバル評価(海外の研究大学等の関係者の参画による厳格な評価)の実施など。
 - (※)なお、上記の事項は、必要に応じて、特定研究大学以外の世界最高水準の教育研究を目指す大学についても、積極的な対応が求められるものである。

- 〇厳しい条件とする一方で、教育研究の自由度の拡大(大学院と学部の定員見直しなど、組織編成の設置手続きの弾力化、授業料設定の自由度の拡大(授業料減免を含む)等)、財務基盤の強化(余裕金運用対象範囲拡大、優秀な内外の学生確保のための支援(奨学金、RA経費等)等)などについて、競争的資金改革の動向をも踏まえて、インセンティブを付与し、大学自らが競争力強化の取組を行うことを支援する。
- 〇加えて、グローバルに競争する世界水準の研究大学として格段の競争的環境が求められることから、競争的資金や寄付金を含め財源の多元化を図り 運営費交付金への依存度を下げるなど財政構造の変革を図る。
- 〇また、特定研究大学は、<u>卓越大学院を有し、卓越研究員</u>(いずれも後述) の制度を積極的に活用することが想定される。

4. 客観的な評価指標の設定

- 〇評価指標は、大学の目標と、その目標実現のための具体的な取組との関係が 明確になるように設定されるものとする。
- ○<u>評価指標の考え方は以下のとおりとするが、詳細の評価項目は引き続き検討を行う。その際、中長期の経済成長を実現する上で鍵となる大学の知・イノベーション創出機能、人材育成機能が的確に評価できる指標も検討する。</u>
 - -全国立大学共通の指標
 - 一地域活性化に係る指標
 - ー特定分野の教育研究に係る指標
 - ー世界水準の教育研究に係る指標
 - ーその他大学独自に設ける指標 など
 - ※全国立大学共通の指標の例
 - IRの活用状況、科研費等の競争的資金の獲得状況など
 - ※地域活性化に係る指標の例
 - 地域ニーズに応じた人材育成や地域連携の状況など
 - ※特定分野の教育研究に係る指標
 - 特定の分野の人材育成や研究の状況など
 - ※世界水準の教育研究に係る指標
 - 論文数、論文被引用数などの研究の状況や、留学生、外国人教員など、グローバル 化の状況など

〇各大学の目標・評価指標の設定は、<u>経営協議会等が実質的に関与しつつ、</u>学長のリーダーシップの下で行われるものとする。<u>目標・評価指標の設定の妥当性(目標達成の難易度、具体的な取組)については、事前又は事後に</u>検証する。

5. 評価の在り方

- ○3つの類型ごとに評価を行うことができるような体制とすること等を検討する。
- 〇共通的な要素、3つの類型に応じた要素、大学自ら設定する要素に関して、予め評価の構成点を明らかにする等、<u>評価手法の透明性を図る</u>。その際、<u>教育研究組織や分野を考慮し、メリハリのある評価が可能となる仕組</u>みとする。なお、評価の公平性が担保されるような仕組みも検討する。
- 〇特定研究大学の評価に当たっては、評価のメンバーの中に、海外トップレベルの研究大学の関係者、あるいは、大学間の国際比較の分野での専門家、世界的に定評のある研究開発機関の関係者等を入れることを検討する。地域活性化や特定分野重点支援拠点については、評価のメンバーに産業界、自治体関係者を含むこと等を検討する。
- ○欧州大学協会(EUA)では、歴史のある評価システムを構築しており、大学 長経験者がチームとなって評価対象大学へ派遣され、フォローアップも含 めたピアレビューやアドバイスを実施しており、そのような手法の活用も 検討する。
- ○評価は、大学ごとの強みや特色、課題などを明らかにし、3つの類型ごとに 大学間の取組内容、状況の比較が可能となるよう、例えば、KPIの活用や他 大学とのベンチマークなどを通じてきめ細かく行う。評価結果については、 大学の魅力を「見える化」する観点から、評価指標を含め情報公開を徹底す る。

6. 評価結果の資源配分への反映

〇運営費交付金の各大学への配分について、取組状況、実績の評価と連動させる。その際、現在の大学改革促進係数を見直した新たな係数により捻出した 財源を重点配分枠として、各大学の改革の取組状況等の評価に基づいて、以 下の区分ごとに各大学に配分する。

- (1) 各大学の機能強化の方向性を踏まえた改革の取組状況に基づく配分 (毎年度(又は一部複数年))
- (2)大学のビジョンによる取組状況の評価に基づく配分(中期目標期間(6年)の評価及び中間評価(2~3年))
- ○<u>重点配分枠については、その一定割合を学長の裁量による資源再配分の経費として配分することを検討し、学内資源再配分における学長のリーダー</u>シップ強化を促進する。
- 〇第3期中期目標期間を通じての各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける総額を、運営費交付金の3~4割とする。

7. 競争的資金等との一体的改革

- 〇運営費交付金の配分の抜本的見直しについては、大学間の競争を活性化させ、各大学の強み・特色を踏まえた組織再編成や資源配分の最適化を図る改革を促すことを目的とするものである。運営費交付金1兆2千億のうち1兆円が人件費に充当されている現状で組織再編・資源配分の最適化は学長のリーダーシップを発揮する学長経費捻出等の上でも不可欠であるが、それと同時に、優れた研究者の支援の強化と優れた教育研究拠点の持続的な形成を促進することも今般の大学改革のもう一つの目的である。特に後者の観点に力点を置き、運営費交付金の改革と併せて、競争的資金等の外部資金の改革を一体的に進める。
- 〇競争的資金等の改革については、<u>優れた研究者の支援を強化する観点</u>から、例えば、直接経費の使途として、米国同様に基盤的経費からの給与支給を一定期間(例えば9か月)に限定しつつ、厳格なエフォート管理を前提に、資金を獲得した研究者の人件費を一部支出することを認めることや、<u>優れた研究成果を導出できる拠点の形成の観点</u>から、例えば、間接経費の改善・充実(例えば、30%ルールの競争的資金以外の外部資金への拡大等)(※)、格段の競争的環境における特定研究大学等の大学・研究機関の機能強化とガバナンスの確立など、研究成果最大化に資する間接経費の在り方の見直し等(マネジメントや研究力強化の観点からこれまで必ずしも十分な対応ができていない事項として、若手研究者や支援人材の確保、若手研究者のスタートアップ経費、留学生や外国人研究者の日常的なサポート、予算で実施した研究活動の継続支援などの支援策の充実を含む)について検討する。

- (※) 現在、競争的資金ではない外部資金においては間接経費が措置されていないが、 当該資金により大学等が研究を行う際には、その施設設備や研究者など、大学等の研 究インフラを活用していることから、外部資金のうち一部を大学が研究インフラを維 持・向上するための間接経費として競争的資金でない外部資金にも措置していくこと を検討する必要がある。
- 〇また、<u>関係府省の競争的資金等全体についても</u>、基礎から応用・実用段階に至るまでシームレスに研究が可能となるよう、例えば、異なる制度間の連続的な採択(研究期間の最終年度前年度に、次の段階の研究を対象とした異なる制度への申請を可能とする)、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)をはじめとした各機関が有するデータベースの充実・拡充等について検討する。
- ○なお、競争的資金等の改革を進める上で、競争的資金等を活用した研究開発が知・イノベーションの創出の観点からどのような成果を生み出しているのかについて評価・検証が行われることも重要である。

8. 卓越大学院

- ○グローバル競争に勝ち抜くため、世界水準の大学院学位プログラムと教育研究環境を整備することを目的として、卓越大学院の形成を促進する。卓越大学院は、複数の大学の連携、研究開発機関や企業等との連携・協力を促進することも視野に入れ、他大学、大学共同利用機関、研究開発法人、企業等の優れた研究者や学生が交流・結集する「人材交流・共同研究のハブ」の形成を目指す。
- 〇卓越大学院の形成は国立大学法人に限定しない。特出した分野を有する大学であれば国立、公立、私立を問わず申請が可能とする。また、各大学が強みを有する分野において形成するほか、ICTベースの文理融合分野等のこれまでの日本に存在しない分野においても形成する。分野の選定に当たっては、日本が世界で勝たなければならない分野での形成を積極的に進める観点をも踏まえ、産業界の意見も聴く仕組みとすることを検討する。
- 〇申請の要件としては、研究分野で一定の水準を満たしているほか(例えば、論文被引用数、外部資金獲得率等)、国内外に開かれた魅力ある教職員体制となっていること(例えば、教員の国際公募・年俸制への取組、企業や研究機関等とのクロスアポイントメントの取組、テニュアポストに占める若手教員率、URAの配置状況等)などを課すことを検討する。採択された大学

院に対しては、世界水準の教職員の配置、国内外の優秀な学生の受入れ環境 (給付型支援等)など、魅力的な教育研究環境の整備が進むよう、所要の支 援や評価の在り方についても検討する。

〇他大学、大学共同利用機関、研究開発法人、企業等の研究者や学生が交流・ 結集して行う共同研究を円滑に推進する観点から、知財の取扱いに関する ルールの整備についても検討を行う。

9. 卓越研究員

- 〇任期なしのテニュアポストの在籍者の年齢が高まる一方で、若手研究者が 40 歳代半ばまで、短期の任期付ポストに滞留しがちであることから、優秀 な学生が不安定な研究職を目指さなくなっていることは、将来の日本の知・イノベーション創出力を考える上で大きな問題である。 このような状況を 改善し、研究職を若手にとって魅力あるキャリアパスにするため、卓越研究 員制度を新たに創設する。
- <u>卓越研究員制度は、各研究機関に対して年俸制パーマネント職の導入を促すとともに、国全体での研究員の選定も視野に、長期雇用を保証する研究員を一定規模で確保するものである。例えば、通算10年など比較的長期間の任期付きの身分とし、大学や研究機関の人事制度改革と連動させ、無期雇用化をはかる。既存の人件費財源を最大限活用する(例えば、国立大学法人で定年退職する大学教授が運営してきた研究室の助教ポスト等を活用するとともに、競争的資金等の改革による直接経費等の使途の柔軟化や間接経費等の活用により、自立して研究室を主宰できるポジションにふさわしい給与を支給する魅力的なポストとする。研究機関や企業等とのクロスアポイントメントや混合給与も積極的に活用する。)。また、国による研究費等の支援も検討する。</u>
- その際、大学改革プランの中で、各大学は、卓越研究員の <u>任期終了後のテニュア化、上乗せ給与、研究資源配分の優遇などの条件を提示し、</u>各大学が卓越研究員を競争して引き合うような制度とする。<u>卓越大学院、特定研究大学をはじめ</u>地域活性化の支援拠点等を目指す <u>大学等の准教授ポスト、教授ポストに自らの意思で応募して就けることができるようにする</u>。なお、卓越研究員が研究機関や企業等の職に就く事も可能とする。
- 〇卓越研究員の雇用が特定の大学に偏ることのないように制度設計上の工夫 を図る。

○卓越研究員には若手ポスドクを研究支援者としてつけること等により、大学の中では教授と対等な立場を付与するほか、独立した研究環境を保証し、自らの意志で自由に移動できるようにする。競争的資金等への応募も独立して行うことができるほか、大学の教授等とチームで研究を行うことももちろん排除されないようにする。

10. 大学共同利用機関や附置研究所等の研究拠点

- 〇大学共同利用機関や附置研究所等は学術研究ネットワークの要としての機能を有するが、大学改革における機能強化の方向性を踏まえ、第3期中期目標期間に向けて、例えば、大学の枠を超えた共同利用・共同研究の推進拠点、国際的な頭脳循環ハブとしての拠点などそれぞれの機関の意義やミッションの再定義を行う体制を構築し、我が国の大学全体の機能強化を図る研究拠点としての機能強化を図る。
- 〇また、大学共同利用機関や附置研究所の機能強化と併せ、研究開発法人を含めた産学官連携のネットワークの強化を進める。

イノベーションの観点からの大学改革の基本的考え方(補足) 〜大学の機能強化のための新たな枠組について〜

平 成 2 7 年 2 月 1 6 日 新陳代謝・イノベーションWG 主 査 橋 本 和 仁

本WGでは平成26年12月17日に「イノベーションの観点からの大学改革の基本的考え方」(以下、「基本的考え方」という。)をとりまとめたところであり、この「基本的考え方」では、大学の機能強化のために、予算措置や評価のための3つの新たな枠組を設けることを盛り込んだ。

国立大学関係者の中には、大学の機能強化に関して、「世界最高水準の教育研究の重点支援拠点」において支援を受ける大学のみが結果として厚遇されることになるのではないか、また、特に「地域活性化・特定分野重点支援拠点」の大学においては、長い研究上の蓄積や優秀な若手研究者による世界水準の研究活動を行うことができなくなるのではないかとの懸念が存在するように思われる。しかし、国立大学の機能強化は特定の大学のみを強化するために行うものではない。86国立大学を大学の規模や財政構造等に応じていくつかの財政支援上のトラックに分け、真の切磋琢磨を可能とする競争的環境を醸成することを目的として行うのでなければ、個々の国立大学の機能や役割を最大化させることもできないし、我が国全体のイノベーションの源泉である大学が機能を発揮することはできない。

その意味で3つの新たな枠組は、個々の国立大学のミッションの多様性を等しく重視しながら機能強化に向けた重点支援を行うためのものであり、「地域活性化・特定分野重点支援拠点」「特定分野重点支援拠点」において支援を受ける大学においても、それぞれの大学の固有のミッションを実現していくことを通じて、我が国のイノベーションを支える極めて重要な役割を担うことが期待されるものである。

なお、3つの枠組の選択は固定化されるべきものではなく、個々の 大学の戦略や成果、財政構造などに基づくミッションの変化に応じ て変更も可能と考えるべきである。

また、文部科学省においては、86国立大学長と丁寧な対話を重ね、 上記のような懸念を払拭すること、また、それぞれの学長の機能強化 のためのビジョンや戦略を実現するためには各大学の規模や財政構 造等に応じたきめの細かい大学ファンディングシステムが不可欠で あることを踏まえ、具体的な制度設計の検討をさらに深めることを 求めたい。

1.「地域活性化・特定分野重点支援拠点」の大学の役割

- 〇昨年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期 ビジョン」及び「総合戦略」は、人口減少の克服と地方創生の確実 な実現を掲げ、地方における安定した雇用の創出、地方への新たな 人の流れの創出、地域と地域の連携の強化等を政策目標に据えた ところである。
- 〇今後、国の「長期ビジョン」及び「総合戦略」に基づき、各地方で 5か年の「地方版総合戦略」が策定されることになるが、地域に存 在する大学には、地域の特性に根ざしたイノベーションの創出拠 点として、また、地域ニーズに対応した人材輩出の拠点として、さ らには、地域間連携の結節点として、これまで以上に大きな役割が 求められている。
- 〇より具体的には、地域の抱える課題解決に貢献しているか(イノベーション)、地域のニーズに対応した人材を育成しているか(教育・人材育成)、強みを持つ分野の強化等を図る中で地域間或いは世界とのネットワーク構築を実現しているかなどの観点から、<u>地域活</u>性化の核となることが期待されている(※)。
 - (※) 具体的な評価指標の在り方については、現在文部科学省の検討会で検討 が行われている。
- 〇同時に、強みを持つ分野については、多岐にわたる地球規模課題の 解決に資する日本発イノベーションの多様性の一翼を担うべく、 地域と大学の個性に基づき日本をリードする世界レベルの特色あ

る教育研究が推進されるべきである。グローバル化時代にあっては、そのことこそが新たな雇用創出をふくむ真の地域活性化をもたらすことに留意すべきである。

- 〇こうした役割を果たす際には、<u>積極的なクロスアポイントメント制度の活用などを通じて、自治体、大学、研究機関(公設試を含む)、産業界との連携・協力を強化する</u>ことが求められるが、その際の連携・協力は、<u>地域内にとどまるべきではなく、むしろ、地域を越えた連携(海外との連携を含む)</u>を視野に入れることが不可欠であると思われる(地域課題の解決のために地域外の知見の活用、地域資源の地域外への展開等の可能性も考えられる)。こうした取組の蓄積を通じて、地域のハブ機能の強化はもとより、強み・特色のある特定分野の全国的、世界的競争力の強化につながるものと考えられる。
- 〇地域活性化の核となることを積極的に進める大学に対しては、「基本的考え方」にも記載したように、運営費交付金の配分を含め より安定的な教育研究活動が推進できるようにするとともに、特色ある取組を行っている大学には重点的な支援が行われることが必要である。そのためにも、評価指標については、地域活性化の拠点としての取組と強みを持つ分野をより強化する取組を区別して設定するとともに、評価も分けて行うべきである。

2. 「特定分野重点支援拠点」の大学の役割

- 〇国立大学の中には、ある分野の教育・研究に特化した、或いは傑出することにそのミッションを有する大学も存在する。こうした大学については、その特化・傑出した分野に資源を重点的に配分し当該分野を強化することがその大学の特色の明確化につながり、ひいては大学の機能の最大化にもつながる。特化・傑出した分野は、理工医系に限定されず、人文社会科学系なども当然含まれ、また、研究でなく、教育に強みを持つ場合も想定される。
- 〇「特定分野重点支援拠点」において支援を受ける大学については、 強みを持つ分野で求心力を持つ 全国的な拠点になる役割、或いは 世界レベルでも注目される 世界的な拠点になる役割 も期待され、

その役割を果たせるよう、<u>積極的な取組を行っている大学には重</u> 点的な支援が行われることになる。

〇なお、学問の分野間で研究成果の性質や標準的な成果量は大きく 異なる。そこで各大学の機能強化に関する評価指標は、<u>分野別の指標を設定するべきである</u>。また、評価指標の設定においては、大学の規模の相違も十分に考慮するなどして、各大学の特色と強みが活かされ、さらに強化されるような制度設計をすべきである。